

## 退職予定者に係る年金関係手続について（通知）

標記につきまして、一般組合員の資格を喪失する場合、下記のとおりとなりますので、該当する手続き（裏面3）をお願いします。（☞別紙2にチャートあり）

なお、短期組合員については、資格喪失にかかる年金の手続きは不要となりますので、以下の手続きは当てはまりません。ご注意ください。

※ 「退職予定者カード」は廃止、「退職予定調査票」は「退職・資格変動調査票」に変わります。

### 記

#### 1 組合員の種別について

組合員種別	社会保険制度		主な任用の形態
	年金	健康保険	
一般組合員	公立学校共済組合	公立学校共済組合	常勤一般職員・再任用フルタイム職員・ 任期付職員・ ※非常勤フルタイム職員（13月超え）
短期組合員	日本年金機構	公立学校共済組合	再任用短時間職員（週 20H 超え）・ 臨時的任用職員・ ※非常勤職員

※ 非常勤職員の社会保険適用には一定の条件があります。詳細については、任命権者にご確認ください。

※ 短期組合員であるフルタイムの非常勤職員の任用が、引き続き 13 月を超えると、13 月目から一般組合員となります。

#### 2 資格喪失について

一般組合員の資格喪失事由は次の 3 種類です。

- ・「退職」 : 退職により、共済組合の資格を喪失するとき（任意継続組合員はこれに含まれます）
- ・「資格変動」 : 任用形態の変更により一般組合員から引き続き短期組合員に変わるとき
- ・「転出」 : 一般組合員が、引き続き他共済・他支部の一般組合員となるとき

上記の資格喪失に該当する場合、年金に関する裏面の手続きをしてください。

なお、一般組合員の退職から次の任用発令までに空白期間がある場合の資格喪失については、別紙1をご参照ください。

（参考）資格変動する例

- ① 再任用フルタイム職員【一般組合員】→再任用短時間職員（週 20H 超）【短期組合員】
- ② 常勤職員【一般組合員】→臨時的任用職員【短期組合員】
- ③ 常勤職員【一般組合員】→非常勤職員（社会保険適用時のみ）【短期組合員】

### 3 一般組合員の資格喪失手続きについて（別紙2にチャートあり）

は、昨年度から変更されたところですが

	資格喪失前の任用形態	喪失事由	提出書類	基本的な事務処理 ※
①	再任用フルタイム5年目職員 (S32.4.2～S33.4/1 生まれ)	退職 資格変動	改定請求書等 (注1)	年金の改定処理 (注8)
②	①以外の年金受給権者 (S34.4.1 以前生まれ)	退職 資格変動	退職・資格変動調査票 (年金受給者用) (注2)	年金の改定処理 (注8)
③	定年退職者 (S37.4.2～S38.4/1 生まれ)	退職	退職届書 (注3)、履歴書 (注5)	年金の待機者登録 (注9)
		資格変動	履歴書 (注5)	
④	①～③以外の者	退職	退職届書 (注4) 履歴書 (注5)	年金の待機者登録 (注10)
		資格変動	履歴書 (注5)	
⑤	他共済・他支部へ引き続き 一般組合員として異動する職員	転出	転出届書 (注6) 履歴書 (注7)	原票移管

- ・ (注1) 改定請求書等は、2～3月に本人あて送付します。
- ・ (注2) 退職・資格変動調査票 (年金受給者用) は、別添をコピー又はホームページから印刷してください。★
- ・ (注3) 退職届書は12月中旬に所属所へ本人あて送付します。
- ・ (注4) 退職届書は共済組合で資格喪失を確認後、所属所へ送付します。(2か月以上かかります)  
所属所において、退職日を確認し、本人を通さず提出してください。
- ・ (注5) 60歳以下の常勤一般職員は、共済組合で履歴書が2部必要です。また、常勤一般職員以外の職員又は61歳以上の常勤一般職員であっても、履歴事項に行政処分等(禁錮以上の刑・懲戒・停職・退職手当の支給制限)がある方は、履歴書の提出が必要です。履歴書の作成・提出方法等については、各任命権者(教育委員会等)の指示に従い、提出してください。
- ・ (注6) 転出届書は、ホームページから印刷してください。★
- ・ (注7) 共済組合で履歴書が2部必要です。各任命権者(教育委員会等)の指示に従い、提出してください。
- ・ (注8) 年金の決定状況により、その他の必要書類を本人あてに送付する場合があります。
- ・ (注9) 年金の繰上げ請求する方は、12月中旬に配付する本人あて案内文を参照し、手続きしてください。
- ・ (注10) S34.4/2～S34.10/1 生まれの方は、年金請求が近いので、待機登録を行いませんが、退職届書は提出してください。年金請求書は、原則、誕生月の前月末にご自宅へ送付します。  
また、S38.10/1 以前生まれの方(定年退職者を除く)で、年金の繰上げ請求をする方は、共済組合までご連絡ください。

※ 共済組合では、ご提出いただいた書類や各任命権者からの報告により、次の事務処理を行います。

- 「年金の待機者登録」： 将来年金を受給するための情報(組合員期間や給料等)を登録します。登録後、ご自宅に「年金待機者登録通知書」が届きます。
- 「年金の改定処理」： 年金を再計算し、在職による年金支給停止を解除します。改定後、「資格変動通知書」が届きます。
- 「原票移管」： 転出先に大阪支部での年金加入期間等の履歴を引き継ぎます。

★ HP 公立学校共済組合 大阪支部 [検索](#) → 「様式集(諸用紙のダウンロード)」 → 「長期給付関係(年金)」の様式

#### 【お問い合わせ及び送付先】

〒540-8571 大阪府庁内  
公立学校共済組合大阪支部 年金グループ  
電話 06-6941-0351 (内線 3486・3490)  
FAX 06-6941-3672

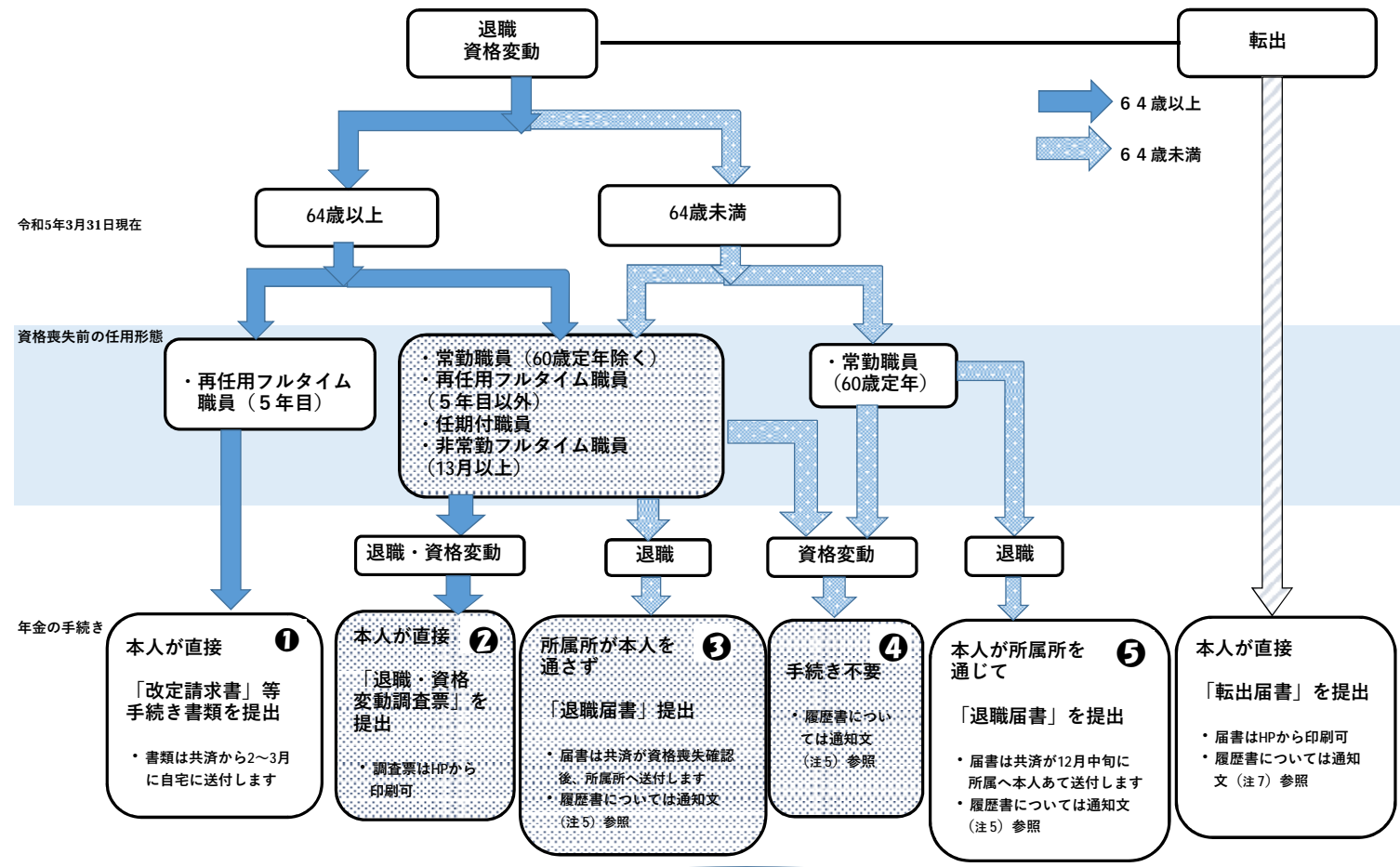
## 空白期間がある場合の主な資格喪失区分と手続き

一般組合員の 資格喪失後の 任用形態	空白 期間 (※1)	資格喪失 区分	別紙2の手続き		年金の加入機関		
			年金受給者 (※2)	非受給者 (※2)	空白期間 (※1)	任用後	
同一の任命権者の任用	臨時的任用職員	8日以内	資格変動	②	④	公立学校共済組合	日本年金機構
	臨時的任用職員	9日以上	退職	②	③	非加入	日本年金機構
	任期付職員	8日以内	喪失しない	—	—	公立学校共済組合	公立学校共済組合
	任期付職員	9日以上	退職	②	③	非加入	公立学校共済組合
	非常勤職員 (社会保険適用時)	1日以上	退職	②	③	非加入	日本年金機構
異なる任命権者の任用	臨時的任用職員 非常勤職員 (社会保険適用時)	なし	資格変動	②	④	—	日本年金機構
	臨時的任用職員 非常勤職員 (社会保険適用時)	1日以上	退職	②	③	非加入	日本年金機構
	任期付職員	なし	喪失しない	—	—	—	公立学校共済組合
	任期付職員	1日以上	退職	②	③	非加入	公立学校共済組合

※1 空白期間の取扱いについては、任命権者によります。

※2 再任用フルタイム5年目職員、60歳定年退職者の資格喪失手続き(別紙2①、④⑤)については、個別に案内しますので、それに従い、お手続きください。

一般組合員のための  
資格喪失時手続きチャート



- ・「退職」 : 退職により、共済組合の資格を喪失するとき (任意継続組合員はこれに含まれます)
- ・「資格変動」 : 任用形態の変更により一般組合員から引き続き短期組合員に変わるとき
- ・「転出」 : 一般組合員が、引き続き他共済・他支部の一般組合員となるとき